

第 87 号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の額その他必要な事項に関し条例を制定する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるとともに、豊後大野市（以下「市」という。）が設置する特定教育・保育施設における利用者負担額その他利用料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (2) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (3) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額をいう。
- (4) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (5) 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する事業をいう。

(利用者負担額)

第3条 支給認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第19条第1項第1号に該当するもの 別表第1に定める額
- (2) 法第19条第1項第2号に該当するもの 別表第2に定める額
- (3) 法第19条第1項第3号に該当するもの 別表第3に定める額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の規定により別表第1、別表第2又は別表第3の規定を適用する場合におけるこれらの表の利用者負担額の欄に定める金額が国の定める給付単価の額を超えることとなる場合の当該利用者負担額については、当該給付単価の額を限度とする。

(月途中の入・退園(所)等に係る利用者負担額)

第4号 月の途中において入・退園(所)等があった場合の利用者負担額は、その月の開園(所)等日数を基礎として日割りにより計算した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(利用者負担額の徴収)

第5条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から第3条に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、市が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から、第3条に定める利用者負担額を徴収する。

(預かり保育料の徴収)

第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において別に定めるところにより実施する預かり保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から別表第4に定める預かり保育料を徴収する。

(延長保育料の徴収)

第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において別に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から別表第5に定める延長保育料を徴収する。

(一時保育負担金の徴収)

第8条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において別に定めるところにより実施する一時保育を受けた子どもの扶養義務者等から別表第6に定める一時保育負担金を徴収する。

(利用者負担額等の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、第5条から前条までの規定により徴収すべき利用者負担額、預かり保育料、延長保育料及び一時保育負担金（次条において「利用者負担額等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納期)

第10条 市長が徴収する毎月分の利用者負担額等の納期は、その月の末日までとする。ただし、第6条から第8条までに規定する預かり保育料、延長保育料及び一時保育負担金については、市長が別に納期を定めることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(豊後大野市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の廃止)

2 豊後大野市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例（平成17年豊後大野市条例第110号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円

第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2,000円
第3階層		市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額30,000円以下	6,300円
第4階層		市町村民税所得割課税額77,100円以下	11,200円
第5階層		市町村民税所得割課税額211,200円以下	14,300円
第6階層		市町村民税所得割課税額211,201円以上	17,900円

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3人目以降

については無料とする。

4 翌年度に小学校就学の始期に達する支給認定子どもに係る利用者負担額についてこの表を適用する場合は、備考 1 から備考 3 までの規定の適用後の利用者負担額の算定額と 4,500 円とを比較していずれか低い額とする。

5 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表第 2（第 3 条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条に規定する保育必要量の認定区分	
			保育標準時間	保育短時間
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から 3 月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,200 円	4,200 円
第 3 階層		市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額 30,000 円未満	8,000 円	7,800 円
第 4 階層		市町村民税所得割課税額 60,000 円未満	11,500 円	11,300 円
第 5 階層		市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	18,900 円	18,600 円
第 6 階層		市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	29,000 円	28,500 円
第 7 階層		市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	40,600 円	39,900 円
第 8 階層		市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	53,900 円	53,000 円
第 9 階層		市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	70,700 円	69,600 円

備考

1 この表の第 3 階層における地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場

合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 2 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 3 階層及び第 4 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から 1,000 円を控除する。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考 2 の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3 人目以降については無料とする。

- 4 翌年度に小学校就学の始期に達する支給認定子どもに係る利用者負担額についてこの表を適用する場合は、備考 1 から備考 3 までの規定の適用後の利用者負担額の算定額と、保育標準時間認定区分の世帯にあつては 12,100 円、保育短時間認定区分の世帯にあつては 11,900 円とを比較していずれか低い額とする。

- 5 支給認定子どもが年度途中において満 3 歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は別表第 3 の規定を適用する。

- 6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

別表第 3（第 3 条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第 4 条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間

第 1 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から 3 月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,800 円	4,800 円
第 3 階層		市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額 30,000 円未満	9,500 円	9,300 円
第 4 階層		市町村民税所得割課税額 60,000 円未満	13,200 円	13,000 円
第 5 階層		市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	21,600 円	21,200 円
第 6 階層		市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	33,200 円	32,700 円
第 7 階層		市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	46,400 円	45,700 円
第 8 階層		市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	61,600 円	60,700 円
第 9 階層		市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	80,800 円	79,600 円

備考

- この表の第 3 階層における地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 2 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 3 階層及び第 4 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から 1,000 円を控除する。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対

象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。

別表第4（第6条関係）

区 分			預かり保育料
平日（月曜日から金曜日まで）において預かり保育を実施する日	1日当たり	4時間以内	400円
		4時間を超える場合	上記金額に100円を加算した額
平日以外において預かり保育を実施する日	1日当たり	8時間以内	800円
		8時間を超える場合	上記金額に100円を加算した額

別表第5（第7条関係）

区 分	延長保育料
1時間当たり（※1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。）	100円

別表第6（第8条関係）

区 分	一時保育負担金
1日当たり	1,800円
半日当たり	900円